

●香川県広域水道企業団告示第18号

平成30年香川県広域水道企業団告示第10号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成30年6月30日から施行する。  
平成30年6月29日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>2 収納取扱金融機関</p> <table border="1" data-bbox="203 480 1050 761"> <thead> <tr> <th>指定した者</th> <th>取り扱う収納の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社中国銀行</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三井住友信託銀行株式会社</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定した者	取り扱う収納の区分	略		株式会社中国銀行	略	三井住友信託銀行株式会社	略	略		<p>2 収納取扱金融機関</p> <table border="1" data-bbox="1189 480 2036 761"> <thead> <tr> <th>指定した者</th> <th>取り扱う収納の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社中国銀行</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>株式会社新生銀行</u></td> <td><u>旧高松市水道事業の水道料金</u></td> </tr> <tr> <td>三井住友信託銀行株式会社</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定した者	取り扱う収納の区分	略		株式会社中国銀行	略	<u>株式会社新生銀行</u>	<u>旧高松市水道事業の水道料金</u>	三井住友信託銀行株式会社	略	略	
指定した者	取り扱う収納の区分																						
略																							
株式会社中国銀行	略																						
三井住友信託銀行株式会社	略																						
略																							
指定した者	取り扱う収納の区分																						
略																							
株式会社中国銀行	略																						
<u>株式会社新生銀行</u>	<u>旧高松市水道事業の水道料金</u>																						
三井住友信託銀行株式会社	略																						
略																							